

覧に供する。

令和3年10月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

アークプラザ富山中川原店 富山市中川原字川原田割 336 外 115筆

2 店舗を設置する者 アークランドサカモト株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 9,298㎡

(変更後) 13,774㎡

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 第1駐車場 敷地北側／139台

第2駐車場 敷地東側／20台

(変更後) 第1駐車場 敷地北側／252台

第2駐車場 敷地東側／17台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) ホームセンター棟北側・中央／10台

(変更後) ホームセンター棟北側・西寄り／16台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設① ホームセンター棟南側／96㎡

(変更後) 荷さばき施設① ホームセンター棟南側／144㎡

荷さばき施設② ペット館西側／24㎡

荷さばき施設③ ホームセンター棟北側／36㎡

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び面積

(変更前) 廃棄物等保管施設① ホームセンター棟南側／67.4㎡

(変更後) 廃棄物等保管施設① ホームセンター棟南側／67.4㎡

廃棄物等保管施設② ペット館南側／10.0㎡

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) アークランドサカモト株式会社／午前9時及び午後7時30分

(変更後) アークランドサカモト株式会社／午前6時15分及び午後9時45分

- (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 第1・2駐車場／午前8時30分～午後8時
(変更後) 第1・2駐車場／午前6時～午後10時
- (8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 2箇所／敷地西側
(変更後) 2箇所／敷地西側
- (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 荷さばき施設① 午前6時～午後9時
(変更後) 荷さばき施設① 午前6時～午後9時
荷さばき施設② 午前9時～午後4時
荷さばき施設③ 午前6時～午前7時
- 4 変更の日 令和3年10月1日 ほか
- 5 変更の理由 リニューアルに伴い、商品構成の充実と買い回りのし易い環境を整えるため
- 6 届出の日 令和3年9月22日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 8 縦覧期間 令和3年10月6日から令和4年2月6日まで
- 9 その他
- 当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。
- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
 - (2) (1)の事項の公表の可否
 - (3) 当該店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見及びその理由

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16

号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第6条の規定により公告する。

令和3年10月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

校内LAN用・教員執務用パソコン 一式〔総合評価落札方式〕

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで(60箇月)

(4) 借入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和3年富山県告示第160号)第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和3年富山県告示第160号)第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書及び提案書の提出場所へ提出しなければならない。また、本県が交付する入札説明書に基づいて提案書を

作成し、提案書の提出期限までに4の(1)に掲げる入札書及び提案書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書及び提案書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和3年10月6日から同年10月15日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」に公開する。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1803/d-nyusatu/index.html>

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年10月11日（月） 午前10時30分

イ 場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

令和3年10月22日（金） 午後5時15分

(5) 入札書及び提案書の提出期限

令和3年11月5日（金） 午後5時15分

(6) 入札書及び提案書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和3年11月12日(金) 午後2時00分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部204会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

(2) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料の金額とする。

(3) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 落札者は、次の要件のすべてを満たす入札参加者のうち、入札説明書に定める総合評価点の計算方法によって得られた数値の最も高いものを落札者とする。

ア 入札価格が、予定価格及び入札説明書に規定する調達に係る経費の限度額の制限の範囲内であること。

イ 応札仕様書等及び提案書の内容が、仕様書の記載事項のすべてを満たしていること。

- (2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該同価の入札についてくじを行い、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かないものがあるときは、これに代って入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
Laptop computer, one set.
 - (2) Time limit of tender: By 5:15 p.m. 5 November 2021.
 - (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3423, 3424
-

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和3年8月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月6日

富山県監査委員 筱岡 貞郎
 富山県監査委員 永森 直人
 富山県監査委員 天坂 幸治
 富山県監査委員 伊東 尚志

1 県の機関**(1) 監査対象箇所**

		監 査 年 月 日
議会事務局	議 会 事 務 局	令和3年8月25日
知事政策局	成 長 戦 略 室	令和3年8月25日
同	秘 書 課	令和3年8月11日
同	デ ジ タ ル 化 推 進 室	令和3年8月2日
同	働 き 方 改 革 ・ 女 性 活 躍 推 進 室	令和3年8月5日
同	広 報 課	令和3年8月2日
危機管理局	防 災 ・ 危 機 管 理 課	令和3年8月24日
同	消 防 課	令和3年8月24日
地方創生局	ワ ン チ ー ム と や ま 推 進 室	令和3年8月31日
同	ス ポ ー ツ 振 興 課	令和3年8月26日
経営管理部	人 事 課	令和3年8月11日
同	総 務 課	令和3年8月11日
同	統 計 調 査 課	令和3年8月3日
同	学 術 振 興 課	令和3年8月25日
同	財 政 課	令和3年8月3日
同	管 財 課	令和3年8月3日
厚生部	厚 生 企 画 課	令和3年8月17日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
厚生部	高齢福祉課	令和3年8月17日
同	子ども支援課	令和3年8月20日
同	障害福祉課	令和3年8月18日
同	医務課	令和3年8月18日
同	健康対策室	令和3年8月17日
同	生活衛生課	令和3年8月20日
同	くすり政策課	令和3年8月20日
農林水産部	小矢部川ダム管理事務所	令和3年8月31日
土木部	白岩川ダム管理事務所	令和3年8月31日
同	富山港事務所	令和3年8月31日

(注) 筱岡監査委員及び永森監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により、議会事務局に係る監査には加わっていない。

(2) 監査対象年度

令和元年度及び令和2年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定に遅延しているものがあった。
- イ 歳入調定金額を誤っているものがあった。
- ウ 収入証紙収納額報告書に誤りがあった。

- エ 補助事業の中止又は廃止に係る知事の承認手続きが必要であったのに
行われていないものがあった。
- オ 過年度支出が生じた。
- カ 支払事務に遅延が生じた。(2箇所)
- キ 支出科目を誤っているものがあった。
- ク 同一人に貸付金を二重に貸与し、翌年度に返還させているものがあった。
- ケ 交通事故による損害が生じた。
- コ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書に未整理のものがあった。

2 財政的援助団体等

- | (1) 監査対象箇所 | 監 査 年 月 日 |
|---------------------|-----------|
| 社会福祉法人富山県社会福祉総合センター | 令和3年8月5日 |
| 公益社団法人富山県農林水産公社 | 令和3年8月24日 |
- (注) 伊東監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により、公益社団法人富山県農林水産公社に係る監査には加わっていない。

- (2) 監査対象年度
令和2年度

(3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められた。